

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間における標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を101万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

平成 19 年 11 月 30 日にA社B事業所（現在は、C社B事業所）を定年退職し、同年 12 月 1 日に同社同事業所に再雇用された。同年 12 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA健康保険組合が保管している申立人に係る賞与額の資料により、申立人は、申立期間に賞与として101万500円が支給され、賞与額に見合う標準賞与額（101万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、C社B事業所が保管している健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書によると、平成 19 年 12 月 18 日付けで、申立人の標準賞与額が101万円と決定されていることが確認できる上、同社同事業所は「申立人に支給した賞与について支給の取消しを行った形跡は無い。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の標準賞与額は平成 19 年 12 月 18 日に 101 万円として、一度登録処理されているものの、同日付けで取消処理されているところ、申立人に係る同年 12 月 1 日付けの資格喪失及び資格取得の処理も同日に行われていることが確認できる。

加えて、申立人と同様に平成 19 年 11 月 30 日にA社B事業所を退職し、

同年 12 月 1 日付けで再雇用された複数の従業員の申立期間における標準賞与額のオンライン記録について、申立人と同様に取消処理された従業員は一人も確認できないことから、社会保険事務所における申立人の年金記録の処理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額（101 万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行っていたと認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を 101 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から41年4月1日まで  
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和41年4月1日）から約1年後の昭和42年4月10日に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の3回の被保険者期間（合計6年7か月）については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人本人が請求した場合、これを失念するとは考え難い。

さらに、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行後であることから、申立期間前に国民年金の加入歴がある申立人が、脱退手当金を請求することは不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月頃から 33 年 1 月 6 日まで  
昭和 32 年 3 月頃に A 県から上京し、すぐに B 社に勤務したが、厚生年金保険の資格取得日は 33 年 1 月 6 日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B 社に勤務していたと申述しているところ、申立人の具体的な記憶及び同僚の証言等から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、当該事業所において社会保険関係の事務を行っていた事業主の妻は「当時は、従業員の出入りが多く、厚生年金保険の加入については、数か月間様子を見て、数人をまとめて加入手続きを行っていた。この間、厚生年金保険に加入していない者から保険料を控除していたことはあり得ない。」と証言している。

また、同僚は「当時、B 社は全ての社員について厚生年金保険に加入させていたが、入社後すぐには加入させず、数か月の試用期間を設けていたようだ。私も、昭和 31 年 3 月 27 日から同社に勤務したが、厚生年金保険の記録は、同年 11 月 1 日に加入した記録となっている。」と証言している。

さらに、ほかの同僚に照会したところ、「私は、昭和 27 年頃から当該事業所に勤務していたが、厚生年金保険に加入したのは、31 年 11 月 1 日である。同事業所は、試用期間を設けていたので、申立人の申立期間についても試用期間であったのではないか。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月頃から 35 年 8 月頃まで

A 区にあった B 社の C 工場に昭和 33 年 4 月頃から 35 年 8 月頃まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、高等学校を卒業後、A 区にあった B 社の C 工場に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B 社の後継事業所である D 社は「昭和 33 年に入社した新卒者が紹介されている社内報を確認したが、申立人の名前は無かった。また、当該社内報以外の当時の資料は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、昭和 33 年 3 月及び同年 4 月に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員を含む 22 人に照会し、17 人から回答を得たところ、そのうちの一人が「申立人の名前に記憶がある。」と回答しているものの、ほかの従業員は申立人のことは知らないとしている上、同事業所内において複数の会社の従業員が\*職社員として大勢いたと証言している者もいる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人から名前の挙がった複数の同僚についても、申立期間において厚生年金保険の被保険者となった記録は確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿によると、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、オンライン記録により、申立期間当時に厚生年金保険の適用事

業所であったE地内に所在する類似名称の事業所（F社ほか3社及びG社ほか2社）について調査したが、申立人及び申立人が記憶している同僚の氏名は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 16 日から 37 年 4 月 1 日まで  
A出張所B所（現在は、C県D所）のE技術の補助員として、昭和 36 年 12 月 16 日から 37 年 9 月 30 日まで勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA出張所B所で非常勤職員として勤務していたと申し立てているところ、申立人が保管していた履歴証明書により、昭和 36 年 12 月 16 日から 37 年 9 月 30 日までは、同出張所同所で技術補助の仕事に従事していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は申立期間当時の賃金台帳等の関連資料を保管しておらず、非常勤職員についての取扱いは不明であると回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 37 年 4 月 1 日に申立人を含む 15 人が被保険者資格を取得していることが確認でき、当該従業員に照会したところ、回答があった 6 人から、入社後 5 か月以上の試用期間があった旨の証言があったことから、同事業所では入所してから一定の試用期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月から 6 年 3 月頃まで  
平成 4 年 4 月から 6 年 3 月頃まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社元取締役の証言及び申立人に係る雇用保険加入記録により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、前述の元取締役は「会社は既に閉鎖されていることから、当時の資料は保管されていないものの、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。申立人もそのことを承知していたはずである。」と証言している上、オンライン記録からは、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、オンライン記録によると、当該事業所における代表取締役を含む取締役 4 人のうち、2 人が当該期間において国民年金に加入して国民年金保険料を納付しており、ほかの 2 人については別事業所における厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金及び国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月28日から25年2月1日まで  
② 昭和25年4月4日から26年2月9日まで  
③ 昭和26年3月1日から30年4月30日まで

年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和30年4月30日）の前後3年以内に資格喪失した者19人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち18人について資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す支給日や支給金額に加えて、支給の根拠となる該当条文などの記載がある上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から13日後である昭和30年5月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。